

ふくしま

2013. 11. 20

復興支援フォーラムニュース

No. 53

(URL <http://www5a.biglobe.ne.jp/~tkonno/FK-forum.html>)

<事務連絡先 今野順夫 (tkonno67@gmail.com) 中井勝己 (024-548-8313) >

<第50回ふくしま復興支援フォーラムでのご意見等>

11月7日、第50回ふくしま復興支援フォーラムを開催し、45名の参加者がありました。「『プロメテウスの罫』から見えたもの」について、依光隆明氏（朝日新聞編集委員）から、詳しい報告をいただいたのち、活発な質疑応答が続きました。以下は、提出された文書によるご意見等です。

★ 「プロメテウスの罫」を第1回から読ませていただきました。今回の講演におきましては、取材に基づき、第三者の視点から諸事実を分析して、解説していただきまして、まことにありがとうございました。(K.F)

★ 原発事故は、多くの分析と既成のスキーム（科学者、有識者、政府、東電等）に対する深刻な不信を生みだしました。それにとどまらず、メディアに対する不信感も高まりました。朝日のプロメテウスは、調査報道に徹している点で評価に値すると思いますが、おしなべて、メディア人の劣化が感じられます。その点、メディア人として、どう考えるか聴きたかったと思います。(T.I)

★ ネット社会といわれている今日、ありとあらゆる情報が世の中にあふれている。確かな情報をつかむためには、一番信憑性が高いと言われている新聞でも、疑ってみる必要があるのではないか。書いている人間が、ダメな記事ですと言っている位である。記事の裏側にある、真実を見抜く目というものも非常に重要である。(K.A)

★ 調査報道の手柄話ではなく、取材者としての問題意識に基いた論理、論旨に、記者とはかくあるべしを再認識する場でした。記者魂を感じる姿勢に共感を強く抱きました。(S.K)

★ 大きな責任のある仕事をされている当事者のお話に、熱い気持ちを感じた。これからも真実を報道して欲しい。(S.O)

★ ①「朝日」を含めて、「読者が判断する」報道だけでよいのだろうか？ ②「事実」は無数にあるのではないのか？ ③『原発とメディア』の自己検証は、今ではどう生かされるか。少なくとも「プロメテウスの罫」では、どう生かそうとしているのか。それも「それぞれ」記者の受け止め次第なのか？(H.I)

★ 「私たちは侮蔑のなかで生きている」。この言葉が、まさにリアルに伝わってくる。

私たちを侮蔑し続けている“輩”たちを、私たちはつきとめ、歴史に名を刻み、“責任”を取らせなければならない。(T. N)

★ 記者の覚悟を伺えて、とても参考になった。以前、福島大東京サテライトが開催した「ジャーナリストから見た福島」連続セミナーと同様に出席して良かったと思います。(T. O)

★ ジャーナリストとしての視点が、明確に打ち出されていることに共感を覚えました。(Y. T)

★ メディアの目の一端を知った。一つの仮設住宅に大きく賠償額の異なる住民（例・川内村と富岡町）を住まわせている。ここで住民分断が発生している。(Y. S)

★ これ程の事があっても、市役所、県庁のガラスがわれていない現実、福島市民は、どこに「イカリをぶつけたら」いいのか？ (M. W)

★ わさびの効いたシャープな発言で、さすがに最前線で健筆を揮っていた記者らしい講演であった。ここでしか聞けない話も、いくつか伺えて大変面白かった。「プロメテウスの罠のますますの健筆と活躍を期待しております。(S. I)

★ 原子力発電所事故から2年8ヶ月が過ぎましたが、本日、依光隆明氏の話聞き改めて、当時の状況が正確な情報を得ることができました。今後とも、朝日新聞の「プロメテウス罠」を読み続けていきたい。(Y. W)

★ ずっと連載を読んでいます。書き続けなければならないことがあるという言葉は重いと思いました。「事実」を書かなければならないという言葉にも重みを感じました。私は、「知りたい」という思いを大切にしなければならないと考えています。私たちは知らなければならないのです。事実と現状について。(Y. N)

★ 専門家といわれる人の範囲が狭い、というお話で本当にそう思います。その点で。現在の規制委員会が少数で、各分野の専門家1人で判断しているのは心配です。その点についても、プロメテウスで、とりあげてほしいと思います。例えば、規制委員会が長期間汚染水問題を取り上げなかった店など。

★ SPEEDI、11日から16日 173枚・・・これを公開したとしても、どうやって逃げれば良かったのか。公表しなかったのを批判するのは簡単だが、一方で、福島は汚染されたと救援も支援も福島を素通り、または福島に入って来ないといわれていたことを、どうすれば防げたのかも検証して欲しい。(K, Y)

★ 今回の話を聞いて感じたのは、国の無策と東電のおごりである。本当に聞いていて、腹立たしく、情けなくなってしまう。この現況で生活していくためには、まだまだ学んでいかなくてはならないことが沢山あるなと思いました。(Y. I)

★ 最近のマスコミに対しては、不信感をもっていましたが、本日の話で、真実に向き合う誠実な編集、取材、態度に敬意を表します。(取材への細かな配慮には感心しました。) 答えにくい質問にも正直にお答えしていただきました。(N.S)

★ 依光さんのお話は、とてもわかりやすいです。プロメの流れも、実名→事実、取材の仕方も、現場に記者が入り、やはりすごい連載だなと思いました。また、安定ヨウ素剤や専門家の話、驚く事実もたくさんありました。県や国、東電に対して、私も信用していません。いろいろな意味で、賠償問題、除染問題、実際に何も始まっていない。終わりも見えないと思います。(M.O)

★ 2年9ヶ月前をリアルに思い出しました。この週の話題提供については、長期を見通しながら考えていきたいと思っています。(S.M)

★ 情報が多いなかで、その情報についてどのように読み取っていくのか、ある意味、情報の読み方について改めて考えさせられた話でした。本当に振り回されている感が大きいです。また意図的に分断や孤立化が情報によってつくられていく危険性を意識しておかなければ、本質を見失わされてしまうことを忘れないようにしたいと思います。(M.K)

★ この2年7ヶ月を思い返し、暗然たる気持ちになりました。何からどうしていくべきか。自分たちで考えるしかないのでしょうか。(H.S)

=====

【予告】 第52回ふくしま復興支援フォーラム」(2013年12月5日(木) 18時30分～)

テーマ 「ふるさとの復興(福幸)に向けて
～かあちゃんの力・プロジェクトが目指すもの～」

報告者 塩谷弘康氏(福島大学教授)

会場 福島市 市民活動サポートセンター
A会議室 チェンバおおまち3F(福島市大町4-15)

=====

【予告】 第53回ふくしま復興支援フォーラム」(2013年12月19日(木) 18時30分～)

テーマ 「飯舘村での放射線汚染調査と初期被曝評価プロジェクトについて」

報告者 今中哲二氏(京都大学原子炉実験所)

会場 福島市アクティブシニアセンター「AOZ(アオウゼ)」 大活動室1
MAX ふくしま4F(福島市曾根田町1-18)

=====

【予告】 第54回ふくしま復興支援フォーラム」(2013年12月26日(木) 18時30分～)

テーマ 「エネルギー革命による地域の自立 ～会津電力設立の経験から～」

報告者 佐藤彌右衛門氏(会津電力株式会社・社長)

会場 福島市 キッチンガーデン 2階 (福島市栄町10-5)

=====

子ども被災者支援法の現状と弁護士会の活動

榎 裕康（福島県弁護士会副会長）

- 1 子ども被災者支援法期法方針 概要
- 2 これまでの取組を拡充(検討中を含む)する施策の例
- 3 原発事故子ども・被災者支援法に基づき、全ての被害者の生活の質の回復を求める決議
(福島県弁護士会)
- 4 原発事故子ども・被災者支援法に基づき求められる施策に関する意見書
(福島県弁護士会)
 - (1) 除染
 - (2) 旧警戒区域等への帰還
 - (3) 放射線防護
 - (4) 健康管理
 - (5) 子どもの発達権
 - (6) 他の地域への移動

子ども・被災者支援法とは

- ◆原発事故により被害を受けた「支援対象地域」の住民が、「残ること」「避難すること」「戻ること」のいずれを選択しても、これを尊重し、国の責任において、幅広く支援をし、かつ、健康被害を未然に防止する観点から、被災した子どもの生涯にわたる健康診断や、子どもに加え妊婦や胎児について医療費の減免措置を定めた法律。
- ◆「基本方針」において、「支援対象地域」を定め、具体的施策にかかる基本的方向等を定めることとなっている。
- ◆東京電力に対する損害賠償請求では救うことのできない被害の救済を可能とし、福島県を初めとする「支援対象地域」の復興の大いなる一助となることが期待される。

子ども・被災者支援法の基本的視点

被害者それぞれが、自己決定権に基づく生活の選択と、その選択を前提とした生活の質の回復とを実現するに足る長期的かつ継続的な充実した支援

- ※ 子ども・被災者支援法自体が、「残ること」「避難すること」「戻ること」のいずれを選択してもその自己決定権を尊重している。
- ※ 原発事故により豊かな自然を享受してきた福島県民は、ある者は被ばくの不安に怯え、ある者は避難を余儀なくされ、線量が低くとも風評被害や差別の対象となり、価値観、地域にかかわらず全県民の生活の質が低下したものである。
- ※ 放射線量は急激に低下せず長期にわたる低線量被ばくが想定され、長期的かつ継続的な支援が必要。

すべての被害者の生活の質の回復

そのために必要なこと

支援対象地域を広く設定

少なくとも
福島県全域とすべき。

安定した支援の実施

・支援対象地域を短期間のうちに縮小・変更すべきでない。
・今後、新たに出生する子どもたちや、新たに居住する人々についても、支援対象とすべき。

個別の施策

除染

放射線防護

子どもの発達権

旧警戒区域等への帰還

健康管理

他の地域への移動

支援対象住民の意見の反映

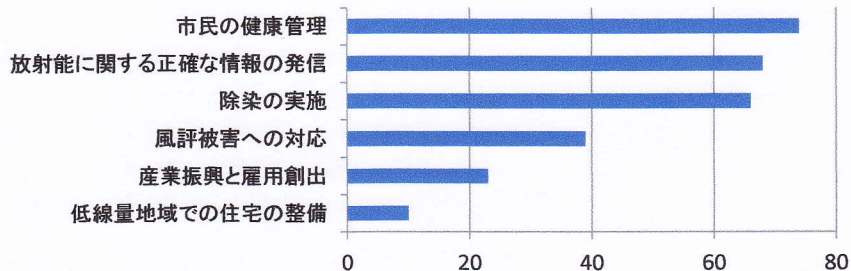
・住民意識調査の継続的かつ定期的な実施。
・「子ども・被災者支援法専門窓口」の設置。

◆被害者の声・要望～各種意識調査より抜粋～

滞在する住民は…

福島市
「放射能に関する市民意識調査報告書」
(平成24年9月)

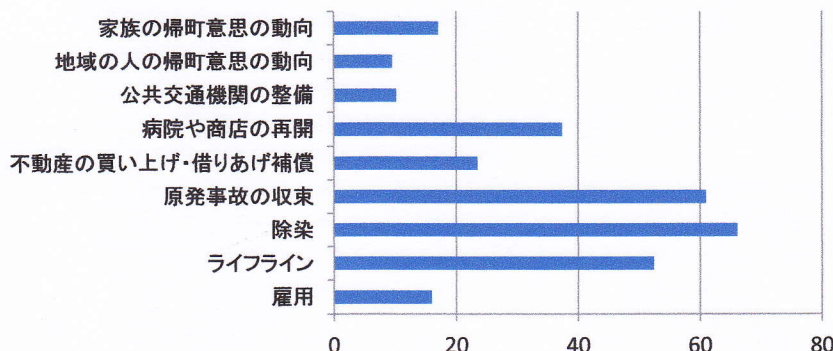
■国・県・市が取り組むべき放射能対策(3つまで複数選択)



避難した住民は…

楢葉町
「警戒区域見直しにともなう楢葉町住民調査」結果報告
(2012年11月18日)

■帰町するか否かの判断で重視すること(3つまで複数選択)



個別の施策

除染

- ◇住民自身が、あるいは住民が業者に依頼して除染を進めることのできる仕組み構築
 - ◇その場合の除染費用請求の方法などについてわかりやすく定め、周知
 - ◆住民が、認定除染業者に依頼をすれば、国が直接、当該認定業者に除染費用を支払う
 - ◆住民向けの、安全で正しい除染方法等の研修会等を各地で定期的に開催
 - ◆除染技術の開発・提供（家庭用一時貯蔵容器等）
 - ◆仮置場に関する説明、協議の場の提供
 - ◆『除染の日』を指定し、適切な指導のもと、希望する住民自身やボランティアによる大規模な除染を進めながら、原発事故の風化を防ぐ
- …など

旧警戒区域等への帰還

- ◆放射線量が比較的低く、利便性が高い土地に復旧作業にあたる住民、作業員、ボランティアが短期間滞在できるような宿泊施設を設置
- ◆避難指示解除準備区域の住民に対する意識調査と情報提供、住民交流の場（帰還について話し合う機会）の提供
- ◆商店や医療機関等生活に必要な事業に対し、仮設店舗の提供や事業再開・新規進出に対する資金援助
- ◆交通網の整備、流通の確保、周辺地域の医療機関等への助成
- ◆廃炉作業に伴う放射能漏れ事故等の緊急時に備えて、十分な対応体制を確保する

…など

放射線防護

—外部被ばくの回避—

- ◆より網羅的な自動車サーベイモニタリング、より細かいモニタリング・メッシュ調査
- ◆希望する住民にガイガーカウンター、ガラスバッジを無償配布、無料校正機関各地に設置

—内部被ばくの回避—

- ◆食品の放射性物質の検査と、検査結果公表の工夫（スーパーで食品を購入する場で、携帯電話などから情報を得られるように）
- ◆定期的に、かつ希望者に追加で検査を実施できるよう十分な数のホールボディカウンターを確保し、食習慣や食生活を管理

…など

健康管理

- ◇被ばく・原発事故関連による将来の健康被害の未然防止、早期発見、治療を目的とする
- ◇定期的な健康診断を長期間行い、その結果等を永年保管

- ◆福島県外の実施機関を拡充、資格手帳の交付、交通手当などにより全国で支障なく実施
- ◆問診、できる限り広い項目に亘る検査を実施
- ◆子どもや妊婦を対象とした別途健康診断
- ◆精神面での健康について、カウンセリング体制や医療費の支給等
- ◆希望者に対するより頻回の健康診断、異なる種類の検査、結果の開示及び説明、セカンドオピニオン

…など

子どもの発達権

- ◇可能なかぎりの被ばく回避と、健全な発達権の保障（子どもの権利条約第6条）とを両立

- ◆子どもがのびのびと活動できる場所（屋内施設）を整備
- ◆「週末避難」「保養」を多方面から支援（交通費や宿泊費の負担軽減、親の保養休暇制度等）
- ◆子どもに関する支援・施策について統一的・横断的に実施できる機関を設置
- ◆子どもの意見を反映させるため、子どもを参加対象とした集会や会議等を開催
- ◆家族・友人と離れて暮らすことになった子どもに対する支援として、カウンセリングの充実、避難前の同級生と交流できる自然体験活動の実施

…など

他の地域への移動

- ◆住宅確保のため、公営住宅や民間借上住宅の期間延長（複数年単位によることも可能に）、家族状況の変化に伴う転居に対する支援
- ◆原子力事故や放射線に関するいじめや差別の防止のための学習マニュアルなど
- ◆被災者雇用に取り組む企業への補助金等
- ◆被災者に特化した職業訓練制度
- ◆被災者保育所などの優先枠、利用料金減免
- ◆住民票の移動がなくても移動先での行政サービスを支障なく受けられるように（ワンストップ専門窓口の設置等）
- ◆離散家族の交流にかかる移動支援（高速道路の無償利用、新幹線・飛行機等の無料パス）

…など

子ども被災者支援法基本方針 概要

ポイント

支援の対象地域については、法第8条に基づく「支援対象地域」に加え、支援対象地域より広い地域で支援を実施するため、施策ごとの趣旨目的に応じて「準支援対象地域」を設定し、きめ細かな被災者支援を実施。

1 施策推進の基本的方向性

放射線による健康不安を感じている被災者や、それに伴い生活上の負担が生じている被災者に対し、基本方針に基づく支援により、被災者が安心して生活できるようにする。

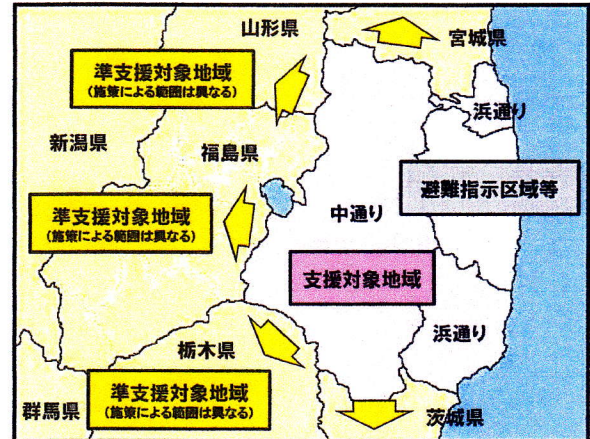
2 支援の対象地域

(1) 支援対象地域

原発事故発生後、相当な線量が広がっていた福島県中通り・浜通り（避難指示区域等を除く）を法第8条に基づく「支援対象地域」とする。

(2) 準支援対象地域

支援対象地域以外の地域に、支援対象地域より広い地域で支援を実施するため、施策ごとの趣旨目的に応じて「準支援対象地域」を定める。



※「準支援対象地域」は、施策ごとに設定

3 施策の基本的事項

被災者支援施策パッケージ（平成25年3月15日発表）に盛り込んだ施策のほか、福島近隣県を含めた外部被ばく状況の把握、自然体験活動、民間団体を活用した被災者支援といった施策について拡充・検討予定。

これまでの取組を拡充(検討中を含む)する施策の例

福島近隣県を含めた外部被ばく状況の把握

- これまでの福島県民を対象とした外部被ばく線量等の調査のほかに、福島近隣県における個人線量計による外部被ばく状況の把握。
- 福島近隣県を含めた健康管理に関する支援の在り方を検討するための有識者会議を開催。



自然体験活動の充実

子どもが屋外でのびのびと活動できるようにするため、今後、学校等が行う自然体験活動・交流活動事業について、福島県内のほか、新たに福島県外についても支援を検討。



民間団体を活用した被災者支援の拡充

福島県から県外へ避難した被災者に対し、
・避難元・避難先に関する情報提供
・避難者からの相談対応
などの事業を、NPO等民間団体を活用して新たに実施。



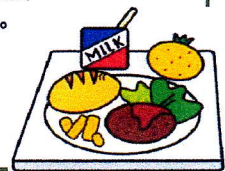
学校給食の放射性物質検査の実施地域の充実

学校給食のより一層の安心確保のため、学校給食の放射性物質の検査を行う。

(対象地域)

青森県・岩手県・宮城県・福島県・
茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・
千葉県・新潟県・長野県

※ 本年7月において9県から11県に充実



住宅についての支援拡充

- 借上住宅（民間賃貸住宅等を活用した応急仮設住宅）の供与期間を、全国で平成27年3月末まで延長。
- 支援対象地域に居住していた避難者の公営住宅への入居の円滑化を支援。



就労支援施策の拡充

マザーズハローワークの充実や、民間事業者を活用した長期失業者支援の拡充により、避難者が多い地域における就職支援の強化を検討。

